

別記様式 1

は種前契約書（様式例）

平成 年産大豆契約栽培取引に係るは種前契約書

「需要者名：〇〇株式会社」（以下「甲」という。）と「生産者名」（以下「乙」という。）とは、契約栽培により生産された平成 年産大豆を乙が甲に売り渡すことについて、次のとおり契約を締結する。

（契約数量等）

第 1 条 契約栽培を行う大豆の銘柄、契約予定数量、プレミアム単価等は、次に掲げるとおりとする。

銘柄 (粒別・等級)	面積 (アール)	単収 (kg/10a)	契約予定数量 (60kg個)	プレミアム単価 (円/60kg)

（販売価格）【以下を例に、契約当事者間で協議・決定】

第 2 条 販売価格は、
「前条のプレミアム単価を含め 円／60kgとする。」
「取引指標価格（入札取引により形成される価格をいう。）に前条の
プレミアム単価を加算した額とする。」

（個別売買契約の締結）

第 3 条 甲と乙は、出荷数量確定後、銘柄、粒別、等級、価格、数量、受渡期限等を内容とする個別売買契約（別紙様式）を締結する。

（個別売買契約の締結期限）

第 4 条 個別売買契約の締結期限は、生産年の翌年の 3 月 3 1 日までとし、引取計画は、次に掲げるとおりとする。

				(60kg個)
月	月	月	月	合計

（代金決済条件）

第 5 条 代金決済条件は、現金前受けによるものとし、甲は乙の請求に基づき、乙に現金または振込送金をもって代金を支払い、乙は入金を確認した後に、甲に現品を引き渡すものとする。

（受渡）

第 6 条 受渡は、乙の指定する場所（倉庫戸）前渡しを原則とする。

(契約履行に係わる留意事項)

第7条 甲は、出荷数量が契約予定数量に対して10パーセントの範囲内で変動すること(以下「アローワンス」という。)を了承する。

なお、作柄等により契約予定数量に大幅な修正が生じる場合は、乙は甲に速やかに通知する。

2 アローワンスを上回る数量が生じた場合は、甲・乙協議の上、その上回る数量について、出来秋に同条件で追加契約を締結することができるものとする。

3 出荷数量がアローワンスを下回る場合は、

(1) 天候不順等乙の責に帰することが適当でない場合は、当該出荷数量を契約数量とする。

(2) その原因が乙の責に帰するものである場合は、その下回る数量について甲は乙に違約金を請求できるものとし、その金額については甲・乙協議の上決定する。

4 正当な事由なく契約に基づく引取りまたは出荷が行われない場合は、甲または乙は相手方に生じた損害を賠償するものとし、対応について甲・乙協議するものとする。

5 出荷された大豆の品質に関する問題が発生した場合は、対応について甲・乙協議するものとする。

(契約の解除)

第8条 甲が次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は何らの通知または催告をすることなく直ちにこの契約並びにこの契約に基づく各取引を解除することができるものとする。

(1) 他から仮差押え・仮処分・強制執行・競売などの申立てを受け、または公租公課の滞納処分を受けたとき。

(2) 破産・民事再生・会社整理・特別清算・会社更生その他法的整理手続開始の申立てを受け、または自らこれらの申立てをしたとき。

(3) 自ら振出しまたは引受けた手形もしくは小切手につき、不渡事故が発生したときまたは支払停止・支払不能の状態にいたったとき。

(4) 合併によらないで解散したとき。

2 甲が次の各号のいずれかに該当する場合には、乙からの通知または催告によってこの契約並びにこの契約に基づく各取引を解除することができるものとする。

(1) この契約またはこれに基づく約定に違反したとき。

(2) その他財産状態が悪化し、またはその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。

(契約の補充)

第9条 この契約に定めのない事項又はこの契約に疑義が生じた事項については、甲・乙協議の上取り決めるものとし、必要に応じて覚書を取り交わすものとする。

(紛争の解決)

第10条 この契約について紛争を生じた場合は、甲及び乙は、誠意をもって協議を行い解決を図るものとする。

2 この契約に係わる訴訟については、乙の所在地を管轄する裁判所とする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲・乙それぞれ1通を保有する。

平成 年 月 日

甲（住所）

〇〇株式会社

代表取締役

印

乙（住所）

（氏名）

印